


船舶事故調査報告書

平成27年1月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成26年8月24日（日） 10時20分ごろ
発生場所	沖縄県名護市幸喜地先 名護市所在の琉球名護港南防波堤灯台から真方位214° 3.2海里付近 （概位 北緯26° 32.3′ 東経127° 56.8′）
事故調査の経過	平成26年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ^{エスイー} SE-11- ^{ワイ} Y01、0.1トン 296-24811 沖縄、株式会社おきぎんリース（船舶借入人株式会社シーサー） 2.71m (Lr) × 1.07m × 0.43m、FRP ガソリン機関、132.40kW、平成22年12月
乗組員等に関する情報	船長 女性 41歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年7月10日 免許証交付日 平成25年6月7日 （平成30年7月9日まで有効） 同乗者A 女性 27歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、観光客である同乗者Aを座席シートの最後部に、同乗者Bを中央部にそれぞれ乗せ、3人共に救命胴衣を着用し、平成26年8月24日10時15分ごろ、リゾートホテル前の砂浜を沖に向けて発進し、遊走を開始した。 船長は、増速や旋回する際には、事前に同乗者2人に声を掛けて遊走していた。 船長は、同乗者2人にこれから旋回などをすると声を掛け、蛇行をした後に左旋回を始めたところ、10時20分ごろ、本船が軽くなったので、同乗者Aが落水したことに気付いた。 同乗者Aは、同乗者Bの体に両腕を回して両手の指を絡ませていた

	<p>が、体を支えることができなくなって落水した。</p> <p>船長は、落水した同乗者Aに接近して声を掛けたところ、同乗者Aが下半身の痛みを訴え、また、出血を認めたので、砂浜に居た同僚に手を振って応援を頼んだ。</p> <p>船長は、水上オートバイで来援した同僚に同乗者Bの搬送及び救急車の要請を依頼し、同乗者Aを本船の左舷につかまらせた状態で、ゆっくりとした速力で砂浜に向かった。</p> <p>同乗者Aは、待機していた救急車で病院に搬送され、外傷性直腸穿孔^{せんこう}などと診断されて緊急手術を、また、26日に再手術を受けて10月3日退院した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約2m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船舶借入人は、沖縄県内において6店舗を展開し、マリンスポーツを体験させるなどの事業を営んでいた。</p> <p>船長は、同乗者2人に対して乗船の方法、航行中の体の支え方、前傾姿勢を保つこと、体を動かさないことなどの注意事項、及び遊走の仕方について説明してから発進した。</p> <p>同乗者2人は、水着を着用していた。</p> <p>船長は、観光客にマリンスポーツを体験させる仕事に就いて約5年であり、水上オートバイの同乗者が落水することもあった。</p> <p>同乗者Aは、後部座席から落水したときの記憶がなかった。</p> <p>同乗者Aは、水上オートバイに乗るのは本事故当日が初めてであった。</p> <p>同乗者Aは、船長の声をはっきりと聞こえていた。</p> <p>本船の最大搭載人員は、3人であった。</p> <p>船長は、本船に次のとおり記載された警告シールが貼られており、警告の内容については知っていたが、記載内容のような事故の発生を知らなかった。</p> <p>操縦席付近の警告シール記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体を保護できる衣服を着用してください。落水による水面への衝撃やジェットノズルの近くで強い噴流を受けた場合、身体開口部に大きな怪我を負う恐れがあります。通常の水着では下半身開口部（膣や肛門）の十分な保護にはなりません。身体を保護できるウェットスーツボトム等を必ず着用してください（取扱説明書を参照ください）。シューズ、手袋、ゴーグル（保護眼鏡）等も合わせて着用ください。 <p>船尾付近の警告シール記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェットノズルからの強い噴流が下半身開口部に当たると、大きな怪我を負う恐れがあります。 ・ 身体保護のできるウェットスーツ等を必ず着用してください。 <p>(写真1参照)</p>

	 <p style="text-align: center;">写真 1 本船</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、幸喜海岸沖において遊走中、同乗者Aが旋回中に後部座席から落水した際、噴出口付近で噴流を下半身に受けたことから、下半身開口部から体腔内に水が入り、直腸穿孔などを負ったものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、旋回中、体を支えることができなくなって落水したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、幸喜海岸沖において遊走中、同乗者Aが旋回中に後部座席から落水した際、噴出口付近で噴流を下半身に受けたため、下半身開口部から体腔内に水が入ったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長が勤務する店舗は、本事故後、水上オートバイの体験同乗を取りやめた。</p> <p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、水上オートバイから落水した際の危険性について、十分に理解し、また、同乗者に対し、その危険性を説明すること。 ・ 水上オートバイに同乗する者は、身体を保護できるウェットスーツボトム等を着用することが望まれる。